

国名	アイルランド
公的年金の体系 保険料財源 税財源 企業・個人年金	
被保険者	被用者、自営業者は強制加入。 強制加入に該当しない66歳未満の者は任意加入できる。
保険料率（2020年）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料（PRSI）を社会保険基金（SIF）に支払う。 ・ 保険料は、老齢年金だけでなく、失業、遺族、障害、傷病、出産、労働災害等の社会保障給付に対するものが含まれている。 ・ 15歳未満，67歳以上は保険料免除。 【被用者】 週給€352以下の場合，被用者負担無し，事業主負担8.8% 週給€352超€386以下の場合，被用者負担4%，事業主負担8.8% 週給€386超の場合，被用者負担4%，事業主負担11.05% 【自営業者】 週所得€500以上の場合，4% <ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得者には保険料クレジットにより負担が軽減される。
支給開始年齢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 66歳以降，拠出制年金か無拠出制年金が支給される。2021年に67歳，2028年に68歳に引き上げられる予定。 ・ 繰り上げ，繰り下げ受給はできない。
基本給付額（2020年）	【拠出制国民年金】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定額給付。 ・ 40年保険料納付で満額（週€248.30）支給。 ・ 66歳未満の被扶養者がいる場合は最大€165.4，66歳以上の被扶養者がいる場合は最大€222.50の加算がつく。 【無拠出制国民年金】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定額給付。満額は80歳未満週€232.00，80歳以上週€242.00。収入に応じて週€2.50刻みで減額。 ・ 65歳以下の被扶養者がいる場合，収入に応じて最大週€153.30の加算がつく。66歳以上の被扶養者は個人単位で無拠出制年金を受給する。 【加算】 80歳以上週€10，単身受給者週€14
給付の構造	【拠出制国民年金】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低要件は，遅くとも56歳までに拠出歴があること，520週（10年）の保険料納付済期間があること，年平均10単位の保険料納付済期間があることであり，退職している必要はない。 ・ 総保険料方式(TCA)と年平均保険料方式により算定される年金額とを比較して高い方の年金額を支給。 総保険料方式：40年保険料納付で満額（週€248.30）支給。 年平均保険料方式：保険料納付期間の年平均によって6段階の金額。平均保険料納付期間が48週以上の場合満額支給。 ・ 所得代替率は，平均賃金の34%の水準に設定されている。 【無拠出制国民年金】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 拠出制国民年金を受給する事が出来ない場合に受給できる。 ・ 受給にはミーンズテストがあり、週€262.5以下の資力の者が対象となる。

所得再分配	被用者の支払う保険料は報酬比例なのに対して、拠出制年金は定額給付となっている点で所得再分配が行われている。
公的年金の財政方式	拠出制国民年金は賦課方式。一部事前積立が行われている。 無拠出制国民年金は全額税方式。
国庫負担	会計上の不足分及び無拠出制国民年金の全額を国庫負担。
年金制度における最低保障	・ 拠出制年金は、年平均拠出期間が10-14週の場合の週€9.20が最低額。 ・ 無拠出制年金の満額は週€237。
無年金者への措置	拠出制年金を受給していない66歳以上の者にミーンズテスト付きの無拠出制年金が支給される。
公的年金と私的年金	強制加入の報酬比例の年金がないため、私的年金への加入を促進している。私的年金の保険料や給付に関する税制上の優遇措置、私的年金への政府による規制がある。
国民への個人年金情報の提供	年金局ホームページ上での年金計算サービス、啓発キャンペーン等を実施。年金や投資学習を教育制度に正式に組み込むことを進めている。

(四方理人・関西学院大学総合政策学部准教授)